

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月二回一日發行）

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十一卷 第二號

昭和五年八月一日發行

論叢

段別割論……………法學博士 神戶 正雄

數學的經濟學の論理的構造……………文學博士 米田庄太郎

貨幣の本質について……………文學博士 高田 保馬

時論

米價基準設定に就いて……………經濟學士 八木芳之助

說苑

國家經費の轉嫁に就いて……………經濟學士 小山田小七

統計の解説、批判、解拆……………經濟學士 蜷川 虎三

經濟表について……………經濟學士 柴 田 敬

雜錄

生産費函數と生産費遞増減の法則……………經濟學士 高 森 晋

歐洲諸國の建築工業に於ける失業の季節的變動……………經濟學士 益田 熊雄

人口定數觀考……………法學博士 財部 靜治

法令

正米市場規則

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

經濟論叢

第三十一卷 第二號 (通卷第百八十二號)

昭和五年八月發行

論叢

段別割論

神戶正雄

緒言(本論の目的)

第一段 段別割の本質(一其沿革(二其構造(A)課稅權者(B)課稅物件(C)課稅標準及稅率(一其一般(二制限率(D)課稅方法(一普通(二特
例(三其稅質(A)國稅か地方稅か(B)特別稅か附加稅か(C)收益稅か財產稅か(D)直接稅か間接稅か)

第二段 段別割の長短及改良方法(一其長短(A)其長所(二公平課稅上(三)財政收入上(四)經濟政策上(五)社會政策上(六)課稅技術上(B)
其短所(一)公平課稅上(二)財政收入上(三)經濟政策上(四)社會政策上(五)課稅技術上(二)其改良方法(A)其廢止(B)其修正)

結論(全文の要旨)

緒言

我國は文化國であり、各種の文物は相當に進歩し、其或ものは文化發展の尖端を徃つても居る税制の如き亦た大體に於て、矢張り文化國並みの進歩したものを持ち、決して後れを取るといふものでない。然るに其中に極めて原始的な、そして其は千年も前の時代に相應したやうな制度が残つて居るのを見出すときに、興味深くも感ぜざるを得ず、將た耻しくも感じなければならぬ其は何か、其は段別割といふ土地の課税である。其れで之についての當局者及世人の注意を促して之が改善の途を計らしむるのは、決して無意義でないと思ふ。私が茲に之に關する一文を公表するのは之が爲めである。

第一段 段別割の本質

(一) 其沿革——段別割とは一體、何んなものか。其の現状乃至本質を明かにしやうとすれば、其を説くの前に、一應、之が由來を述べなければならぬ。此は元來、北海道に創始されたものであつた。此の北海道にありては、國稅たる地租のかからぬ土地が可なりに多く存在して居つた。随つて又之に地方よりして、地租附加税を課することが出来なかつた。詳しくいふと、北海道では

國有未開地處分法によりて民有となつた土地には、事業完成の翌年から十年間、國稅たる地租を課しないことになつて居り、それから御料地といふ本來國稅地租のかからなかつた土地の拂下を受けて民有となつた土地にも、昭和二年法によりて右に準じて處理せられることになつた。此等の國有地及御料地を民有地に變じた土地が一定年間、地租無稅とされ、隨つて之が地方附加稅がかげられなかつたのみならず、國有地又は御料地として止まる土地を民間の者が借地して開墾した土地にも、本稅たる國稅地租がかからぬのだから、之に地方よりして地租の附加稅を課することが出来ない。其處で、此北海道の地方に於て、地租附加稅を課するとして、有國稅地と無國稅地との間に、不均衡負擔といふものを生じ、並に無國稅隨つて無附加稅地の多き爲めに、地方收入の過小、財政の困難といふ事情を生ずるやうになつた。段別割といふ地方の特別稅は實に之を救濟する爲めに避くべからずとして設けられたのである。かくて北海道には夙にかかる制度が存して居たといふことだが、日露戰爭の際、明治三十七年といふに、内地にも之を課するの途が開かれ、四十一年になつて、法律第三十七號、地方稅制限法中に、之を明かに規定することになつた。そして當時、之が制限率は、一段歩につき毎地目平均四十錢といふものに過ぎなかつたのだが、實は其當時は未だ之を利用するものがなかつた。然るに其後、地方財政の膨脹し、其窮乏を救ふの必要が迫つて來たので、次第に之を利用する地方が出で、特に不在者(即ち他地方在住者)

の山林所有の多くなるに伴れて、地方から之に重き負擔を課するが爲めに之を利用するものを生じた。此段別割はかくして生じたが、大正九年になつて其制限率が平均一圓に引上げられ、詳しくいふと道府縣から一圓、市町村から一圓、合計二圓以内で、地方特別税として之を課し得ることになつて、今日に至つて居る。

(二) 其構造

(A) 課税権者——は地方、即ち道府縣及市町村である。

(B) 課税物件——は土地であり、各地目に及び得る。

(C) 課税標準及税率——

(い) 其一般——段別によりて課する。随つて従量比例課税といふべきものである。管内の土地の地目の如何を問はず平等に一段當り幾圓といふものを課する。

(ろ) 制限率——

(1) 段別割のみを課するとき——

(a) 道府縣は一反歩につき毎地目平均一圓以内、

(b) 市町村も一反歩につき毎地目平均一圓以内

(2) 段別割と地租附加税とを併用するとき——

(a) 道府縣にては——段別割の總額は、其地目の地租額、宅地にありては百分三十四、其他の土地にありては百分八十三と、附加税との差額を越ゆることを得ない。

(b) 市町村にては——段別割の總額は、其地目の地租額、宅地にありては百分二十八、其他の土地にありては百分六十六と、附加税との差額を越ゆるを得ぬ。

(D) 課税方法

(い) 普通——管内の土地に地目を問はず、平等に一段當り幾圓を課する。

(ろ) 場合により——一反歩、毎地目平均幾らとあるを曲解して、一地目内にて、義務者の人により(例之、不在者と否と)等差を附して課することもあるといふことだ。

(三) 其税質

(A) 國税か地方税か——といふことからいふと、此は明かに地方税であり、道府縣税又は市町村税である。少くとも今日、我邦にては單に地方税であり、國税にはない。けれども我邦にても古い時代の租は實は段別割なのである。だから嘗ては國税にも此があつたのである。

(B) 特別税か附加税か——といふ點からいふと、此は特別税である。附加税(地租の)に代つて此のみが行はれることも出来るし、附加税と相並んで、其の最高限度内にて、附加税の及ばざるだけを此にて課さうといふことになるものである。

(C) 収益税か財産税か——といふことからいふと、特別（又は部分）財産税ともいへぬことはないが、併し収益税といふ方が當つて居る。勿論、之を収益税とするとしても、最粗なる、原始的なる其れであり、又、段別即ち土地の面積といふ外形標準によりて課せられたるものといふのである。

(D) 直接税か間接税か——よりしては、負擔の直接間接の意味からしても、臺帳税従率税の意味からしても、直接税である。此は納税義務者を擔税指定者とする税であり、永續的なる土地に基づき之を臺帳に登載して定期的に課税するものに外ならぬ。

第二段 段別割の長短及改良の方法

以上、段別割の何たるかを明かにした。其れで此より、之が長所短所を説くであらう。

(一) 其長短

(A) 其長所——

(い) 公平課税上

(1) 原始的經濟を有つ地方には却つて此が適切なるものなりといふこと——元來、段別割といふやうな面積に依る土地課税の制度は、今日我邦にても、最も經濟の幼稚な山間僻地に行はれ

て居るが、其は外國にても現に比較的後れた經濟の國に行はれて居り(註一)、又嘗て最も原始的經濟の時代に先づ開けたものでもあり(註二)、そして其は、かかる處又は時代には、各地片の間の價値の等差も少きこと故に、此れでも公平を失するといふほどのものではなく、忍び得るものであるといふこともあり(註三)、そして又、かかる地方にては其土地の賣買貸借といふことも殆んど之なく(又は舊時の如きにありては全く此なく)、随つて其賣買又は貸賃價格によりて課することが出來難く、かくて面積によりて課税することが避くべからざるものであるのだともいへる(註四)。

(註一) 現在、(1)露國にて各地方(法律によりて都市と認めらるゝもの)を十等に分ち、其各地方にて一平方「サツシエン」(四・五五平方メートル)毎に、一定金額を課するので、全く面積土地課税が都會地に行はれてゐるのである。其率は一九二七年法にては一平方メートル毎にコベックにて左の如き税額を課する。

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 第一類地方 | 〇・〇三 | 第二類地方 | 〇・〇六 |
| 第三類地方 | 〇・一〇 | 第四類地方 | 〇・一五 |
| 第五類地方 | 〇・二〇 | 第六類地方 | 〇・二五 |
| 第七類地方 | 〇・三〇 | 第八類地方 | 〇・三五 |
| 第九類地方 | 〇・四五 | 第十類地方 | 〇・六五 |

(2)波蘭の地租は多少、地方によりて異つたものがあるが、其の特にコングレツスポーランドにては、地租がグーツ(領土地)税と、農民經濟税と、移住税と三大別せられ、其第一のものにては、土地の種類を五種に分ち、負擔の基本單位としては第五類地(小収益能力の爲めに、精々、三年目に一度、ライ麥又は燕麥を播く畑、森林地、灌木林、叢林地)を選び凡べて其他の種類土地を其の數倍として扱ひ、第四類地(唯一回刈取らるゝ草場)を右の四半單位と爲し、第三類地(少

くとも二回刈取らるゝ草場)を十一單位とし、第二類地(第一、第五以外の畑)を三半單位とし、第一類地(小麥耕作に又は水害危険の爲めに唯だ夏作物、甜菜、馬鈴薯等の耕作のみに適した畑、並に野菜畑、菓物園、庭園、並に建物の下に又は建物のある土地)を八單位とし、各面積に應じて課税せらるる。農民經濟税も、右に類似して、四類地に分ち、第四類地を單位として、其他は其倍數として取る。移住税の分類及税率は原則として農民經濟税と同じである。

(3)希臘にて一九二五—二六年に、建物を建てられ又は植付けられたる土地の一ヘクタール毎に三十五紙ドラクメンといふ原始的なる面積地税を試みたけれども、其は不成功に終つたので、一九二六—二七年には、古き總收益税に復歸したといふことだ。

(4)一九〇七年當時のセルビアにては、地租は全國の土地を五類に分ち、各類にて一ヘクタール毎に、第一類地は八法、第二類地は四法、第三類地は三法、第四類地は二法、第五類地は一法を拂ふこととしたから、此も矢張り面積税であつた。

(5)英國の植民地中、セントビンセント、ブリチツシユギニアにも面積税が行はれて居るといふことだ。¹⁾

(註二) (1)抽象的に舊時の原始的の地租が面積税たりしことを説くもの——例之、ポーリニーは、地租は最初には土地の面積に比例して取らるゝを得たと爲し、シルラスも、地租の課税標準は最初には面積たり得と爲し、ニツチも、地租は初めには人が殆んど單純に廣さを課税したといひ、フォツケは、地租は性質の非常に皮相的なる考慮の下に、大體の土地面積の標準のものに初まると爲し、ペラフェルデスも、原始的の時代には、地租は單に土地の大きさ、面積によりて確定せられ併し間もなく、産物の増加もが考慮に引かるゝことになつたと爲し、ヘツケルも、古き時代には人が簡單なる方法にて満足し、財産課税を土地所有の最外見的の記號、即ち面積の大體の大きさたるフーフエンの數に結び付けたと爲す。更にセリゲマンも、個人の納税能力の等級を考慮する最初の計畫は、土地の總收益税(産物の十分一又は或他の部分税)又は土地の價を問はず其の單なる分量に於ける税に見らるといふ²⁾。

(2)具體的なる古代及中世のの實例——我國上代の租が面積税たることは周知の事實として、モルは、古代及中世には地租

- 1) Haensel, Die Finanz-und Steuerverfassung der Union der sozialistischen Sowjet-Republiken. s. s. 140-141. Taylor, Finanzpolitik und Steuersystem der Republik Polen. s. 195. 199. 201. Photias, Das System der direkten Besteuerung in Griechenland. s. 55. 56 Markowitsch, Das Ertragsteuersystem in Serbien. s. 17. Bastable, public finance. 3 ed. 426.
- 2) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 309. Shirras, public

は好んで粗なる標準（面積）によりて課せられたと大觀し、バスターブルに依ると、羅馬のユゲラ税が恐らくは最初は、面積税であつた。彼に依れば、デオクレシヤンの財政改革は地租の課税標準として面積でなく、價値の單位を採用したのだといふがブアイファアは、デオクレシヤンの地租は面積税だといふのである。ブアイファールに依ると、十一世紀、英國のヘンリー一世の課した税は全國を三十萬のハイドに分け、各ハイドから一志の税を取り、十三世紀のマークブランドンブルグにも一フーフエ、二志づゝの税があつたといふ。メツツエンに依ると、中世にはシャツツといふ税がライン地方に於て、モルゲンによりて課せられ、ミュンスタール地方にてはフーフエが地租賦課の標準となつたといふが、其等は何れも面積税である。尙ほプロイヤーに依ると、獨逸中世の地租の模型的ものは、ベーデといふ、財産所有の中で最も外から認むべく、且つ捕捉すべき部分たる土地に課し、且つ面積により、概算的方法にて段階付けられたる財産税だといふ。

(註三) バスターブルは、頗る豊饒なる土地のみが耕作せられ、且つ簡單なる方法にてのみ耕作せらるゝことを假定すれば面積税が正當なものであらうと爲し、ブアイファアも、かゝる分配方法は、國の文化進歩の幼稚なるときには、割合に心配の少なきものなるを得る。當時は唯だ比較的多收的土地のみが耕作に附せらるゝから、各耕作地の耕作方法にも、土地の品質にも大して異つたものはないと爲し、セリグマンは、舊時の農業にては、耕作が粗放で、耕作費が極めて小であつたから、總收穫物の上の税（やがて、面積の上の税といふことにもなる）が納税能力の精密に公平な標準であつたと爲し、ポリーニューも、此方法（面積税）は例之、植民地のやうに、凡べての土地が未だ開發されざる新しき國土に適したものだと爲し、ニツチも、粗放農が税額の決定に於て實際用ひらるゝ複雑なる方法を必要としなかつたと爲し、エーベルヒも古き經濟時代の單純なる營利及財産状態に於て及發達せざる租税技術に於て、人は單純なる課税標準及單位（土地の面積如き）にて満足するを得、又満足しなくてはならなかつたと爲し、クラインウエヒターも、初めには到る處、税が或、容易に認むべき外形標準（土地の大きさ及豊度に依る地租）により階級付けた。何ぜなれば人は此外形標準によりて義務者の能力を確實に近接して確知し得と信じたからといふ。⁴⁾

finance. p. 209. Nitti, Principes de science des finances (traduit par Freund) II. p. 16. Vocke, Fw. s. 275. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. s. 406. Heckel, Fw. I. s. 217. Seligman, Essays in taxation. 10 ed. p. 12.

3) Moll, Lehrbuch d. Fw. s. 416. Bastable, l. c. p. 426. 427—428. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. 161. Metzén, Die ordentlichen direkten Staatssteuern des Mittelalters im Fürstbistum Münster. s. 81-82. Bräuer, Grundsteuer.

(註四) 前註三、エーベルヒ參照。尙ほ、セリグマンは、舊時には、土地其ものが私有財産でなかつたから、そして土地が賣買されなかつたから、納税者の能力は土地の價值によりては測定されることは出来ない。併し乍ら其産物の價值によりて測定さるゝことを得る。そして其は土地の分量に或比例關係を有つものと爲し、フォツケも、經濟狀態の發達が幼稚なればなるほど、國家機關が收益を正當に認識することが難く、其標準を知り難く且つ利用し難い。隨つて初めには最粗なる不満足なる支持點によりて課税を行つた。例之、農業につきて土地の大きさによりてである。漸く後になつて初めて土地の性質を考慮することゝなつたといふ。

(2) 僻地村落にありて大都會地に於けるほどに、此によりて不公平を生ぜざるを得ること——此段別割の方法は管内の土地を千遍一率に課するもので(尤も多少不均一課税となる例もあるが)、其爲め、價值の大なる土地も小なる土地も平等に課税し、各地片の示す能力に相應せず、不公平となるともいふが、山間僻地にては、其管内の土地の價值の大小の差等といふても大した相違のあるものでなく、大都會地のやうな、其内部の土地の價值に非常に大なる値幅のある處とは異り、此粗雜なる課税方法にても大した不公平といふことはなく、むしろ忍び得るものだといふことが出来る。

(3) 或種目の土地の課税標準が過低に評定され居るのを平準する爲めに適切なるものなりといふこと——今日までの處、實際我邦にて、山林の法定地價があまりに低く、其爲め地方が土地課税を行ふとして、此過低地價の山林と其他の土地とに一樣に國稅地租への附加税を課するとき

(Elster, Hwb. d. Stw. 4 Aufl. IV.) s. 1243- Shirras, l. c. 210. Seligman, l. c. p. 38.

- 4) Bastable, l. c. p. 426. Pfeiffer, a. a. O. s. 161. Seligman, l. c. p. 12. Beaulieu, l. c. p. 309. Nitti, l. c. p. 16. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. s. 225. Kleinwächter, Fw.s. 116.
- 5) Seligman, l. c. p. 12. Vocke, a. a. O. s. 246.

には、山林からしては十分なる収入を擧ぐることが出來ず、財政上にも困まるばかりでなく、益々以て、各種土地の間の負擔の不公平を増長することになる。其れで此場合に、段別割を課して山林のやうなものに多少過重の負擔を爲さしめるのが、却つて全體上負擔の均衡を得しむる所以のものだともいはれ得る。

(ろ) 財政収入上——段別割は上にいふやうにして公平課税上からも何等かの説明をし得るものだが、特に財政収入の上からしては一層に切實なもので、此に於て一層重大な價值を有つ。其収入が地方によりては非常に大で、之あるによりて漸く其地方の必要を充たし得るといふことがある。即ち或地方内に、山林の如きものの廣大な場合の如き、地租附加税によりては到底、大した収入が得られず、特に又、其地方内に貧乏人ばかり多く、却つて不在地主が多く其土地を有つといふに於て、戸數割によりて財政需要を充たさうとしても大したことも出來ず、財政上行詰りといふことにもなり得る。此場合に於て段別割は、かかる地方財政に相當に大なる収入を供し、其を更生せしむるの方便たり得るといふのである。

(は) 經濟政策上——からいふと、面積に依りて土地を課税するときに、土地の収益によりて之を課したと異り、土地の利用度を大ならしむるの作用がある。從來遊ばしてあつた土地を生産的に利用しやうといふことになり、從來使用し利用してある土地を一層良く使ひ、一層多くの収益

を擧ぐるやうに努めることとなる。同一の面積の土地に同一税額がかかるので、一層多くの収益を擧げるだけを得たといふことになりて、土地の経済的效果を大ならしむるの結果となる。此事は、我邦の如く土地乏しく人口割合に多くして、土地の利用能率の一層大なることに特別の價値の認めらるる處にては、一層重要なることである。決して之を輕視してはならない。

(に) 社會政策上——或地方に於て不在地主の存するといふことは、決して望ましいことではない。此段別割は之を不利とし之を抑制するに役立つといふことがある。又暫らく之を別とするも山林のやうに目前には利益が薄くとも、遠き將來には其よりしての産物から大な利益を期し得るのみならず、其地面其ものもが交通機關の發達によりて非常なる地價騰貴を齎らして巨萬の不勞利得をも生じ得る可能性を有つ物が少數の富者の手に集中するの傾向がある。段別割は實に之をも抑制するの作用を有ち、隨つて社會政策上に或意義を有つと爲し得る。

(は) 課税技術上——には此課税法が容易簡單であり得るといふ長所を有つ(註五)。義務者の經濟の内部に立入らずして課し得るといふこともある(註六)。此れ亦、此方法の取り得といふものである。

(註五) ポーリユーは、此制度(面積税)が非常に簡單といふ長所を有つと爲し、バステープルは、土地を課税物件として新しき社會に於ける最明かなる單位は面積によることだと爲し、モルは、一般に外形標準に依る爲めに、賦課の容易とい

ふことありといふ⁶⁾

(註六) ヘツケルは、地租にて面積に依るといふやうな外形標準に依る方法に於て、私的事情に侵入することなきを得といふ⁷⁾

(B) 其短所

(い) 公平課税上——段別割に何程か説明のつくものはあるけれども、かかる税は實は全く舊式の舊時代の税であつて、少しく經濟が進んで來ると、間もなく各地片の間の價値の差等が著しくなつて、此にては段々と不公平を認めることになる(註七)。今日、未だ開けざる山間僻地にては大した不公平でないといふけれども、其れでも一地方内の土地に相當の差等が発生して居り、山林原野のやうに價の少きものと、田畑宅地のやうに價の大なるものを一緒に一率に課したり、齊しく田畑の中にも相當に價値に大小のあるのに、一率一體に課して居ては、到底不公平なものといはなくては濟まない(註八)。國税地租にて山林が過輕となつて居るといふならば、其は其にて整理を行ひ、附加税としては山林も其他の土地も一樣に課した方が穩當である。要するに現代にありては地租は面積に依らず、其土地收益なり其財産價格なりに應じて課すべきものであり、段別割の如きは許すべからざるものとしなければならぬ。

(註七) ポーリニューは、かゝる未開社會に勸めらるゝ單調なる地租は、凡べての土地が所有せられ、及農業が進歩した社會にはやがて特に不公平のものとなると爲し、バスタープルも、地味の品質及耕作法に於ける差異が注意せらるゝやうになる

6) Beaulieu, l. c. p. 309. Bastable, l. c. p. 425—426, Moll. a. a. O. s. 407.

7) Heckel, a. a. O. S. 237.

と、面積税は公平でなくなると爲し、ヘツケルは、經濟事情の發達と共に、技術が精巧となり、分業及職業分科が發展すると共に、原始的課税形式が最早不十分となると爲し、プアイファーは、土地の大きさは其收益能力を決定するものでなく多少發達した文化状態に於て、地租の分配が公正の要求に多少合致すべきものとするならば、必然に各箇の土地の分級が行はれなくてはならぬとする。モルも亦、一般に外形標準に依る賦課を不公平と爲し、クラインウエヒターは、經濟生活が益々富み、事情が益々複雑となるの度に於て、外形標準が擔税者の給付能力の確知には不相當のものとなつたといふ。⁸⁾

(註八) マルコウイツチは、セルビアの地租につき、一ヘクタールにつき玉蜀黍八ツェントネル六六を産する第三類地が三法を拂ひ二十一ツェントネル三七を産する第二類地が四法を拂ふの不公平を指摘して居るが、我邦に就きて之を見るも、全國の一段歩當り平均法定地價は¹⁰⁾

| | 圓にて | 山村を標準とし |
|-----------|---------|---------|
| 宅地 | 一六九、七五八 | 五三五・五 |
| 畑 | 三四、〇八四 | 一〇七・五 |
| 山林 | 八、二〇七 | 二五・九 |
| | 〇、三一七 | 一・〇 |
| 宅地 | 一五二、四〇〇 | 二九七・七 |
| 畑 | 二八、五六六 | 五五・八 |
| 山林 | 七、八七七 | 一五・四 |
| 其他(山林を含む) | 〇、五一二 | 一・〇 |

それから帝國農會調、賃貸價格一段歩當り平均は圓にて山林等を標準とし

だから極端をいふと、段別割は一のもの、其五百倍又は三百倍のものとを對等に扱ふことになる。尤も此が實際に行は

8) Beaulieu, l. c. p. 309 Bastable, l. c. p. 426. Heckel, a. a. O. s. 217. Pfeiffer, a. a. O. s. 160. 161. Moll, a. a. O. s. 407. Kleinwächter, a. a. O. s. 116

9) Markowitsch, a. a. O. s. 20.

10) 主税局五十四回統計年報書、206以下、

るゝやうな山間地としては宅地とても畑に近き値のものであらうし、田の如きものが少く、畑が比較的が多いとしても、一のものとその二十五倍又は十五倍のもの均一に課税するといふの不公平があるといへる。

(ろ) 財政收入上——の價値といふても、實は大したものではない。此が財政收入の必要から選ばれたといふけれども、其は畢竟地租の課税標準たる法定地價の從來、山林等に過輕なりし爲めや、戸數割の規定に若干不滿のあつた爲めに生じたので、之を直はして來れば、其必要も消滅するであらうし、斯くても尙存すべき財政必要といふても其は大したものではあるまい。現に今日の下にてさへも、此段別割の全額百餘萬圓に過ぎないのだから(註九)、其が前記の改正により減少するとすれば、尙更に少きものとなり、其しきのものなれば、何等か特別に、國庫から補給の途も立ち易いものに過ぎない。つまり段別割の財政收入上の必要といふても、大して強いものではないやうだ。又斯かる税は其性質上、能力の最小さい處を基準として課する外ないから、自ら多收的のものとなり得ぬといふこともある(註一〇)。

(註九) 昭和四年四月調の四年度道府縣雜種税一覽に依ると、之を採用する府縣七、收税額六十二萬七千一百七十五圓であつて、略ぼ同額の市町村税收額があるとすれば、合計百二十五萬圓ばかりのものに過ぎない。

(註一〇) ポーリニューは、斯かる税は多收的のものでないといふて居る。¹¹⁾

(は) 經濟政策上——には、此段別割を課する爲め、持主の奮勵努力を促して利用を進めるといふこともあるけれども、又土地によりては其上の利用を増すことの困難であり、其爲め時として

11) Beaulieu, l. c. p. 309.

は其から生ずる収益では到底拂ひ得ぬほどの重き負擔を爲さしめて個人經濟を苦しめるといふやうなことに成り(註一一)、併し又此利用増進が行はれたとしても、山林の如きに於て之を伐採して開墾し田畑を増したときに、其が度を過すといふと、其爲め水害を多からしめ、水源を枯渇せしめるといふやうなことにもなつて、國民經濟全體に不利を及ぼすこともあり得る。其から兎角地租は物上負擔となつて人々の所有財産を其税額の還元額だけ沒收する作用を有つものだが、此が此面積に依る一率税の場合には、可動的なる収益又は價格に依つた場合に比して一層適確に行はるゝといふことにも(註一二)、經濟上の見地からの望ましからざるものがある。

(註一一) 最近調にて(前出)全國の土地の平均貸賃料、田畑宅地以外の土地(山林を含め)の一反歩當り五十一錢二厘といふのに、道府縣から一段歩當り一圓、市町村から同じく一圓、計二圓を之に課するといふのだから、山林所有者は収益以上の課税をせらるゝともいへる。尤も事實としては山林が前記以上の収益を擧げ得るのかも知れない。

(註一二) マルコウイツチは、セルビアの地租につき之を説く。¹²⁾

(に) 社會政策上——段別割が何程かの機能を發揮することは前にいふたやうだが、併し其反面に、此が反社會政策的になる可能性もある。といふのは、之によりて比較的過重の負擔を負ふべき山林原野のやうなものを貧しき獨立農民の有つものには、此が其地位を危うくすることにもなり、田畑についても小獨立農民の少し許り持つ所の劣等の田畑が、富める大地主の有つ豊饒なる田畑と對等に課税せられては、前者の地位が危ういといふこともある。

12) Markowitsch, a. a. O. s. 25.

(ほ)課税技術上——には此税は強き長所を有つのであるけれども、強ひて其短所を求むれば、標準となる段別其ものが多少不正確であつて、十分信賴することは出来悪いといふことがある。特に恰かも問題の對象とせられる山林の如きについて當つて居る。

(二)其改良方法

(A)其廢止——以上いふ如くで段別割には長所もあり、説明もつくのであるけれども、併し短所に重大なるものが少くないのだから、出来るならば、之を全廢するのが勧められる。但し特殊の事情ある北海道の如きにては、國税たる地租をかけられない土地が多いのだから、特例として維持し保存するとしても良からう。又内地にて之を全廢するとすれば、他方に、此が爲めの缺陷を補ふ爲めに、當然に、山林などに於ける課税標準を適當に引上ぐることもしくはならぬし、戸數割の調整も行はなくてはならぬし、必要とあらば不在地主の特別課税も行ふて良からう。そして斯かる収入増加の途が開けるときに、段別割の如きには必ず之を維持しなくてはならぬといふやうな必要が消滅するであらう。

(B)其修正——若も何としても之を維持しなくてはならぬといふならば、然るときは、せめては各地目(田、畑、宅地、山林等々)各別に別異の課率を用ふるを要するものと爲し、尙又、其最高限として各市町村の各地目別の平均収益に對する地租(國税)の附加税最高限に當るものとし、

各地目別の段別割をして之を超へざることをするが良い。さうなると、此にても尙ほ各地片間に多少の不公平はあつても、其が大して甚しいものでないことになり、収益の比較的少き山林などでも堪へ易い負擔をすることになり、そして財政収入は可なり多くにもなり得るし、課税技術上の簡單といふことにも多少適ふし、經濟政策上利用促進も或度まで行はれて而も山林濫伐の弊を見るほどにも至らず、そして社會政策上の弊害を著しからしめずして却つて或度まで社會政策に合致するといふこともある。

結 論

以上要之、段別割は一の特別地方税であり、収益税で、随つて直接税でもあり、土地の面積に従ふて比例課税せらるる最原始的の税である。此が全國に廣く行はるるのではなくして、特殊事情ある少數地方にのみ行はるるもので、地租の附加税の代りに又は之と並行しても行はれ、此が公平課税上、財政收入上、經濟政策上、社會政策上、課税技術上何ほどの根據を有つけれども、同時に何れの點からも缺點を有ち、特に公平課税上大缺點を有つのであり、之が財政上の必要の如きも、別に方法を講ずることによりて消滅し得るものであり、旁々、出來れば之を全廢したく、又は、せめては、之に適當なる修正を加ふることが最も望ましとせられる。